

3 月 1 4 日 (月)

(第 3 日 目)

平成28年第2回南関町議会定例会（第3号）

平成28年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（3名）

① 4番議員 ② 5番議員 ③ 6番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田真二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 永松泰子君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 島崎演君

まちづくり課長 大木義隆君 延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） おはようございます。4番議員の立山です。通告いたしておりました一般質問を行いたいと思います。

今回、南関町の町長がトップセールスで進めておられますバンブーフロンティア事業につきまして一般質問をしたいと思います。このバンブーフロンティアにつきましては、3つの事業があります。その中で地域に対して一番大事なのがバンブーフロンティアじゃなかろうかと思つています。そのことにつきまして、各事業も一緒でございますけど、進捗状況なり、また今後の展開につきまして伺いたいと思つています。

以下の質問につきましては、自席からいたしたいと思つています。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 改めまして、おはようございます。

ただいま御質問がありました4番、立山秀樹議員のバンブーフロンティア事業についての各事業の進捗状況について、また今後の展開についての御質問にお答えいたします。

バンブーフロンティア事業は、地域に多く存する竹を建築資材や機能性製材の原料として、またエネルギー事業の燃料として活用することで、雇用の創出や地域経済の活性化につなげ、引いては山の再生にもつなげることができる事業として、町も支援していくこととしております。この事業は、竹の伐採収集、一次加工を行うバンブーフロンティア株式会社、建築資材の製造等を行うバンブーマテリアル株式会社及び竹と樹皮、バークを燃料にして熱及び電気を製造し販売するバンブーエナジー株式会社が相互に結びついて展開する事業でありまして、バンブーフロンティア株式会社については、総務省の地域経済循環創造事業交付金事業として交付決定を受けております。今年度において法人は設立され、今後、拠点となる施設も順次建設される予定となっております。今後の展開についての質問については、担当課

長が答弁いたします。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今後の展開につきましてお答えいたします。

バンブーフロンティア株式会社の工場建屋は5月から工事に取りかかる予定となっております。秋から一次加工に入るという計画で、バンブーマテリアル株式会社の工場建屋は今年の9月から着工するというふう聞いております。設備等を搬入後、29年1月から試運転、4月から本格稼働する計画というふう聞いております。

また、バンブーエナジー株式会社につきましては、現在、実現に向けた調査作業を行っております。29年からボイラーの燃焼試験を行うというふうに予定されております。本格稼働は30年の夏からということでございます。また、伐採収集の作業は、今年の夏以降開始する計画というふうにお聞きしているところです。以上です。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） それでは、一応、今、町長なり、まちづくり課長が説明いただきましたけど、まずバンブーフロンティアの工場の建設状況ですかね、これは今しかかっているということでございますけど、出来上がりが今年中に出来上がって、一応それから今度、伐採事業というか、一番町にとって町民が待っているのは伐採なんですけど、その伐採事業が始まるのが9月ということですかね。じゃあその伐採事業に関わる、その伐採部隊、これは今、町内ですかね、町外ですかね、町内なら事業者として、そういう組合がどれくらいできているか、ちょっとそのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 伐採部隊につきましては、当初、説明は自社でつくるというふうなこともお話されておったかと思っております。ただ、今、竹が南関町だけでは足りないということで、近隣の市町あたりにもお願いをするということで、先日、会合も開かれたところですが、そこそこの自治体において、そのような伐採部隊をつくっていただくのがいいだろうというふうになっております。南関町におきましては、まだ伐採部隊というのはつくられてはおりませんが、今現在、タケノコ部会の方あたりにもお願いをしたいというふうな考えをもっているようです。ですから、まだはっきりとした部隊というのはできておりませんが、これから一つは建設業者あたりが核となって伐採部隊がつけられていく、ま

た先ほど申しましたように、タケノコ生産者の集まりの方たちが、そのように竹を売っていただくというふうなことに繋がっていくものだというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 一応、9月からその伐採部隊が稼働するにあたり、まだその伐採のそういう部隊とか、そういう事業者とか、それがまだ決まってないとか、それと部会のほうにお願いしたいということでございますけど、ちょっと遅すぎはせんかなという感じがするんですね。当初の計画では、もうちょっと何か早いような感じを受けたんですね。それで、当初は自衛隊OBに頼むとか、そのへんの話まで出ておりましたけど、そのへんの状況というのはもう前と全然変わってしまったんですね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今、御指摘がありましたように、事業がちょっと遅れ気味ということで、お話はさせていただいております。もうちょっと姿を見せてくださいという話をしております。あと、自衛隊のOBの方ということについては、まだ今のところそのまま、そういう方も協力をお願いしたいという考えはお持ちというふうに聞いております。そのあたりがまだちょっと見えないところがありますので、鋭意これからも事業者のほうと詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） その一応伐採ですけど、この事業を進めるにあたり一番大事なのが、私は原料を寄せるのが一番大事かつじゃなかろうかと思うんですね。これをちょっと遅れ気味とか、どうかちょっとはつきり分からんですけど、どうも何か原料を寄せるのに、私はやっぱり一番心配するんですね、本当に寄るんだろうか。当初の計画では800本から1,000本ということで最初話があったんですけど、次が2,000本になりまして、最近はまだ3,000本というごつなっていますね。その3,000本を寄せるためには、面積的にはどれくらい切らにゃいかんとですかね。今の、この前の説明では、確か1日3,000本ぐらい必要になるというような説明を受けておりますね。それに対して面積的に1日どれくらい竹を切る必要があるかですかね。そのへん分かりますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） タケノコの生産等をされているところにつきましては、やっぱりその密度が低いということがございます。それから、放置してあるところ、密集しているところは、方式としてはトラ刈りというんですか、条刈りとい

いますか、そんな形で伐採をしていきたいというふうにも言われております。面積がどれくらいかというのは、もうその生え方によって変わってくると思いますけれども、相当の面積が必要になると思いますので、南関町だけではちょっと足りないということになるかと思えます。近隣の御協力をお願いするために、先日、近隣の自治体の方にもお集まりいただきまして会合を開き、この事業についての御協力をお願いしたいという話をしたところです。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 実際、竹を竹園としてずっと管理していくには、5年サイクルで一応切っていきますので、大体50本ぐらい切らにゃいかんとですよ、10アール当たりになると。そしたら、3,000本切ろうでちは大体1町、そるけん恐らく最低でも6町は切らにゃいかんということですよ。それば300日切れば1,800町ですかね。それだけ1年間に切る必要があるとですよ。それをずっと回していこうでちは、恐らくかなりの面積がいます。それで、先ほどの話の中で各、南関町ではなくて、周りの市町村まで入れたところでの、そういう伐採計画だろうと思えますけど、その伐採計画の中で南関町の地域では恐らく久重と関東に事前説明会は、まあ試験的説明会ですよ、既にやっておられると思えますけど、その説明会ではどうですかね、どれくらい了解が取れたというか、話がうまくいったというか、それと一応農協の部会ですよ。部会の把握面積なんかもあると思えますけど、恐らく、私もちょっとよう分かりませんが、面積でどれくらいあるかちょっと私もよう分かりませんが、部会の面積は。それで、一応久重とか関東なんかでの説明があっていると思えますけど、そのへんの状況をちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 昨年、モデル地区として関東地区と久重地区、それぞれ説明会を開いたところです。現在までに関東地区で協定を結んだ面積が220ヘクタール、久重地区の住民の方を対象にしたものが29ヘクタールとなっております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） それでは、タケノコ部会のほうの説明というとは、もう終わっているんですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） タケノコ部会につきましては、昨年1回、班長さんですかね、部会の代表の方で、JA南関総合支所で一度説明会を開いて、先日タケノコ部会の総会で班長さん方に説明を行っているところです。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4番議員（立山秀喜君） では、そのタケノコ部会では良い返事をもらったということで理解してよろしいんですか。それとも、まだタケノコ部会に対しましては、まだもういっちょ踏み込んだ説明があるか、そこでもう一つ承諾か何か、契約書ですか、そのへんも取る必要があると思いますけど、そのタケノコ部会の面積ていうのは、まだ全然把握してなかつたか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） タケノコ部会につきましては、今のところまだ説明段階で、これからもう少し具体的な伐採計画等が出てきましたらば、再度説明なりあるのかなと思っておるところです。面積につきましては、すみません、ちょっと把握はしておりますけれども、ちょっと資料を持っていないので申し訳ございません。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 面積については、後で結構ですので教えていただきたいと思っております。

南関郷は、南関・三加和で昔からタケノコていうとは産地で、恐らく把握してある面積の3倍以上はあるかと思っております。それで、その伐採事業が今年度の9月から一応始まるというわけですけど、竹園としての伐採は恐らく農家さんがあまり竹園の中には専門でされているところ、特に今日の熊日の朝刊に載った方とか、恐らく伐採業者は入れられんと思うとですよ。そしたら、やっぱりそういう人たちが自分たちで切って持ってこられると思っておりますけど、そういう人たちの中間的集荷場所というのですかね、そういうとは恐らく造られると思っておりますけど、例えば旧南関地区では、計画で結構です、どのへんに造られるか分かりますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今、議員がおっしゃられたように、集積場所というものがなくなってくるということは理解をされているようで、先ほど申しました近隣の市町にもそういうふうな一次集積所、前線基地というふうに申し上げますけれども、その前線基地に集荷するためのトラックスケールとか、そういうようなものも置くというふうな計画をされております。南関町においては、最低でも2カ所は前線基地を造るというふうなことを計画されております。場所はまだちょっとはっきりと決定はしていないようですけども、やっぱり山にも近くて道路もあるというふうなところというふうなことで選定をされてくるものというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） それで、その中間基地を設けるとしましても、やっぱり山の中でなかと、恐らく竹のまま持っていくというわけじゃなかけんですね。恐らく

チップ化してから持って行くわけですので、そのときはかなり音がするんですよ。そるけん、やっぱり家のそばとか、恐らくそういうところはできんと思いますけど、そうなればやっぱり道もいるし、ある程度山の中でなかといけんということで、ちょっと山の中ていうと平地ていうとはあんまりなかけん、ちょっと場所的にも厳しい感じがしますけど、どぎゃんでしょうかね。それと、もう一つが9月からということ、夏場で暑い時期ですね。皆さんもうその時期、竹山に入った経験があるかと思いますが、もう虫がおって、なかなか作業ていうとはみんなできんとですよ。そのときで原料になるその竹が、伐採業者なら、建設業者とかそのほんの人たちがやるなら別ですけど、タケノコ部会さんとか、そのへんの人たちがあんまり夏場入りたがらないと思うんですよ。そのへんで原料の確保ていうのが非常にちょっと厳しい感じがしますが、早めにそのへんの手立てていうとはどぎゃんかできとでかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今おっしゃられたとおり、夏場の作業となりますと、相当過酷な作業になってくるというふうには想像されております。建設業者の方にしますと、やはり夏場は仕事が少ないということで、その方あたりに機械を使って放置竹林等についての作業を行っていくというふうな計画をされております。タケノコ生産者の方の竹林につきましては、やはり秋の深まった後からの出荷といえますか、伐採をしていただいたものを集荷したいというふうには考えられておるようです。

それともう一つ、マテリアル工場についての処理というのが、やはり順次生産能力が上がってくるということで、いきなり一遍に3,000本とかということにはならないというふうにも聞いております。本格稼働につきましては、29年の4月から以降ということでございますので、徐々にそのあたりの、竹はもうもともとストックしておく必要があると思いますけれども、そのあたりで計画的に伐採をされてくるということになるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 一遍に3,000本というあれは、まだ来年以降ということになりますけど、その前の事前の準備段階ということで、徐々に増やしていくということでございますが、それに対して南関以外の周辺の地域ですね、そのへんについての進捗状況はどうなっていますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） せっかく南関町にこのような事業が興りますので、極力、南関町からたくさん竹等を入れていただきたいというふうには考えます。た

だ、近隣の市町にも竹に困っておられるところも相当ございます。先日、竹林整備のための自治体の方に集まっていたいただいた会議のときには、八女市の方もおいでいただきました。立花町とかはタケノコの産地でありまして、竹の処分にも相当困っておられるという話でございましたので、南関町でこういうふうな事業をやりますということでお話しましたら、おいでいただいたところです。これからこの事業についてどのような取り組みをされていくかということは、これから決定されると思いますけれども、みやま市さんとかについても結構興味をもたれておりまして、是非そういうふうに行えるならば、この事業に参加したいというふうなこともおっしゃっておったところです。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） よそのほうはそういうふうでちょっと話は出ているような感じは受けましたけど、じゃあこっちの南関町のほうですよ、問題は一番、南関町だと思うんですよ。せつかくこういういい事業に取り組んでいるわけですので、これは絶対失敗することはできません。これだけ全国規模で話も出ておりますし、その中でまず地元の南関町での事業説明というとは、試験的に久重と関東をやっておりますけど、よそのほかの、みんな期待しているんですよ、これを町民が。これに取り組むのはいつかということ、やっぱりほかの議員さんとかみんな聞かれています。分かる範囲では、私たちも地域の初寄りなんかでも簡単な説明はしております。これに対して、やはり町としてはこれだけ大々的に取り組んでいる事業ですので、地域のほうの説明ですね、これをやっぱりやらないと、ただ周りの市町村からいろいろ話が出たとか、そっちのほうが先にするというのはちょっとまだ早すぎるんじゃないかと、早すぎるというわけじゃないですけど、まず地元の南関町の足固めをぴしゃっとして、特に久重なんかで先ほど29ヘクタールで言うたですか、しかまだ同意が取れとらんということですけど、久重地域としては面積的には関東と変わらんぐらい面積があるんですよ、タケノコ面積というとは。その三池山の県境までずっとあるんですから、そこで20数ヘクタールしか、30弱ぐらいしか同意が取れていないということは、ちょっとまだ説明不足でもあるし、そのへんはもうちょっと地域に入って、詳しく説明しないと、この事業を進めていくにあたり一番大事な原料がうまく調達できんとなかなかろうか、私は心配しているんですよ。これをそれで地域住民に対しての説明ですよ。新年度に入りましたら、恐らく入るとは思いますけど、どのような考えでおられますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 議員おっしゃられるとおりだと思います。町にお

いては、区長会でも一度お話しして、それからモデル地域2地区についてもお話をしたところですけども、今のところ、それで止まっているという状況であるかと思えます。初会で話をいただいたということですので、本当に御協力いただいていることには感謝するところですけども、これからやっぱりこの事業について、もうちょっと住民の人たちに広めていく必要はあるというふうに感じております。確認しましたところ、やはりこの収集のスキームといいますか、そのあたりを確定させてから説明をするということですので、夏ぐらいからになるというふうなことをお聞きしているところです。それでもまだ遅いということでしたら、やっぱりもうちょっと早めにできないかということで相談しながら進めていきたいというふうに思うところです。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） この竹の事業については、地域の住民の方々はものすごく期待しているんですね。やはり高齢化が進んで、皆さん山の手入れがなかなか遅れて、結構もう立ち込みが激しいところもあるし、その中でもやっぱりみんな少しずつでも竹を切って、タケノコの生産をみんなやっているんですね。それで、この事業が入った時点で、皆さんものすごく自分のとこの竹山が再生されるという、これはあくまでも、町長の最初の挨拶の中でもあったとおり、竹山の再生ということで、これはやはり全国で目を向けられているんですね。その中でどうも何か今の答弁を聞きますと、バンブーフロンティア株式会社の向こうの提案があってからというような受け取り方をするんですね、私たちは。やはりこれを一応町のほうからも一緒にやっているの、いつ頃から。住民説明会ですよ。計画でいいんですよ、それで。集荷の時期はいつ頃くらいからしますとか、そういう事業内容の説明を住民は待っているんですね、みんな。それを私はちょっと答弁の中で期待しとったんですけど、どうも今の説明を聞きますと、会社からの提案があってからしますとか、ちょっとそれでは私は納得しないんですね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 一番のお気にされているのが、住民の方にいろんな情報が伝わっていない、これからの事業をどう進めるべきかということですので、この事業全体の進め方につきましては、あくまで主体は企業側でありますので、町がその企業の経営内容について踏み込むということはございませんけれども、やはり竹の伐採・収集が一番の課題ということで、竹が集まらなければこの事業は成り立ちませんので、そのためにはやっぱり住民の方、竹林所有者の方にいろんな情報を早く伝えて協力体制を確立するということが大事だと思っております。やっぱり私は先ほど議員も言われましたとおり、山の再生というのは、これはもう重要な課

題であると思っております。これは南関町に限らず全国的な問題ですけれども、その中で竹林の整備を進めながら、こういった事業が一緒にできるということは素晴らしいことでもありますので、やはりその伐採・収集ができるようなこと、それを住民の皆さんとともに一緒に進めていくということでもありますので、そういった説明会、これからのこういった動きになっていくかということを知っていただくことは、これは一番重要なことであると思っております。先ほどまちづくり課長が答弁しましたけれども、9月ぐらいにそういった説明会がということでもありますけれども、実は本当の本来の全体の事業の説明会はそうなるかも知れませんが、議員も心配されておりますことですし、その前の段階のいろんな事業の進捗状況、これかの計画等については早め早めにそういった竹林関係者の方、そして地域住民の皆さま方にお知らせするというので、幾つかの段階になるかと思っておりますけれども、早め早めにそういったことを住民の皆さんにもお知らせするような機会をつくっていきたく思います。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 私がこれをなぜ住民のほうに説明を早くしてほしいかというとはですよ、関東が220町やったですかね、それぐらいの同意が取れているということもございますけど、この説明がないと同意は取れないと思うんですよ。今回、山の再生ということで、竹山だけじゃなくて、道を造ったりとか、いろいろそういう事業までどうも入っているという話も聞きますので、その事業を進めるにあたり、早めにそういう竹ていうとの需要が今回出ているので、皆さん住民の方がものすごく期待しているんですよ。それにはやはり早めの説明会をやって、やはり同意をもらわんことには、先に進まないと思うんですよ。手前のほうは同意が取れんで、先のほうだけ同意が取れとると、それは道を造るにも造られません。伐採も何のできんごつなるとですよ。だから、早めに説明を、こういう状況ですと、例えば伐採事業は9月から始まりますなら、9月から始まりますでもいいんですよ。そして、どういうふうな状況になります、持ってきたら幾らで買い取りますとか、買取り値段もキロ、この前の説明で8円から10円ということになっておりますけど、そのへんも上がるとなら皆さん喜ぶんですけど、恐らく変わらないと思います。それと、竹の葉から枯れとるところは、みんな取りますということになっておりますので、そのへんも皆さんあんまりちょっとかじっとらす人は詳しく分かっておられると思いますけど、恐らくもう半分以上はそういうふうによろ知らっしやれんとじゃなからうかと思うんですよ。久重とか関東は説明ができとるかも知れませんが、ほかの地域はもうほとんど知られんとですよ。やはり議員さんか、役場の職員がいるところは、初寄りのときでも少し話はしてありますけど、やはり

話をしていない地域のほうが多いんじゃないかと思うんですよね。それで、そのへんでよければもう新年度、タケノコ生産が終わった頃、早めに住民説明会ですかね、そのへんをやったほうが私はいと思いますけど、何しろ住民の方々には、私たちもやっぱり役場から今度、住民説明会が多分あるかと思しますのでぐらいしかまだ言ってないんですよね。事業内容も詳しく説明はまだ私たちもできませんので、そのへんのやはり住民の方々に対しては、この竹をいつから切ってよかったですかとか、もうちょっと早うでけんやろうかて、それくらい言われるんですよね、やっぱり。そしたら、やっぱり答えようがないものだけん、それから伐採を多分9月ぐらいからするんじゃないかろうかという、それぐらいしか私たちは答弁できんとですよ。そのへんでやはりよければもういつ頃からやりたいという大体の希望を出していただきたいと思えますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員おっしゃられるとおりで、私も関東、久重以外の地域にいろんなことで出向いてまいりますけれども、そのときもこのバンブーフロンティアはどうなっているかということでお聞きすることが何回もありました。ということで、皆さんの期待は大きいということで私も感じておりますけれども、これからの行程等につきましては、このバンブーフロンティア関係、行政も参加しておりますけれども、行程会議というのを定期的で開催しております。行程会議の中で今後の動きについても検討しておりますので、今頂きました御意見等も十分に向こうに伝えながら、そして一番大事な伐採・収集がどうなるかということで、住民の皆さんにそれを周知するということが一番大事であるということ、その中でも会議でも出しまして、今、何月からということはお約束できませんけれども、9月とかそういう時期じゃなく、早い時期にそういったことが伝わるようなことで、町民の皆さんにお知らせしていきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） じゃあ住民説明会は早い時期に行うということで、私は住民にもし聞かれた場合は答えたいと思えます。

それと、竹だけじゃなくて、スギとか雑木、これもエナジーのほうで使われるんですかね。そういうところの伐採とかも、こういう伐採部隊がやってくれるんですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今おっしゃられましたように、スギの間伐、それから雑木あたりについても、これからバイオマスエネルギーに活用するマスタープランを策定中でございます。そこでまた具体的な事業というものは決まっております。

せんけれども、このマスタープランが南関町にとって有効であるということになってくると思われますので、その場合には同じ部隊が伐採するとは限らないと思いますけれども、そこはそこでまた伐採する方が出てこられることになるというふうに考えます。同じになる可能性もあるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） じゃあ竹以外のそういう雑木とかスギとか、そういうとも利用できるということで理解してよろしいんですかね。

それと、この伐採部隊に、この前の説明やったですかね、伐採部隊のいろいろ何か機械購入やったですかね、あれか何かこの前ちょこっと説明ば受けたんですけど、ちょっともう一回説明ばよかですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） バンブーフロンティア事業におきます、先ほど町長が答弁しました地域経済循環創造事業交付金の中でバンブーフロンティアが伐採・収集に使うチェーンソーなりチップーなりにつきましては、その交付金の交付の対象となっておるということで、今回整備をされるということにはなっております。ただ、それ以降、また必要な分については自費で整備をされていくというふうになってくるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） それは金額的、この間ちょろっと言われたと思えますけど、1 億 6,000 万円やったかね、どれくらいか確か話が出とったと思えますけど、そのへんは分かりますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 地域経済循環創造事業交付金につきましては、総務省からの交付金が 5,000 万円でございます。1 億 6,400 万円の事業費に対しまして国から 5,000 万円ということになっております。その内訳としましては、もともと事前調査というもので 1,700 万円を予定されております。それから、先ほどの設備、備品設備の購入では 5,000 万円あまりを予定されておるところです。トラック、それからチェーンソー、それからチップー、フォークリフト、運搬機、いろいろな必要なものを揃えるということで事業計画をされております。初期投資額の合計は 1 億 2,400 万円でございます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 一応これは伐採部隊が使用するということ、これは自己資金も合わせたところですかね、それとも伐採事業者が全部利用する機械ということで理解してよろしいんですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） バンブーフロンティア事業は、伐採だけでなく、収集と一次加工もございますので、伐採に使うだけではなくて、収集、一次加工、チップにするとかについても使う、先ほどのチップーとかフォークリフトとかというものも入ってくるということになっております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） それで、農家の方が一応チップーですかね、チップにする機械ですね、それをもし借りたいというとき、それはどぎゃんしたふうになるんですか。利用料を払わないかとか、そのへんはどぎゃんしたふうになりますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 説明会のときには、貸し出すというふうなことを言われておりました。あと、貸出しについてはお金を取るというふうなことは言われておりませんでしたけれども、燃料代はお願いしますというふうなこともおっしゃっていたように思います。ただ、そこについてもまだはっきりとしたそのやり方というのが決まっていないというふうに思いますので、そのあたりはこれから検討していくことになるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 機械関係は貸し出すというような話も出るということで、非常にこれは喜ばしいことですよ。やはり運び出すというと、なかなか竹の大きいのは1本2メートル間隔で切ってもかなりの重さになりますので、そのへんを貸し出していただけるなら、農家さんも助かるんじゃないかと思えます。そのへんをうまく町のほうからも要請のほうをお願いしたいと思えます。

それと、このバンブーフロンティア事業に出資者か何かば募りよったですね。何やったですかね、あれは。竹の何かで2億か何か出資を募りよったと思えますけど、これはもう全部達成したんですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 出資を募られていたのはバンブーマテリアルの会社の設立に向けてというふうに聞いております。出資を確保して、その後、国のもう一つの機関、Aファイブという機関があるということで、そちらからのファンドからの出資を受けるために、そういうふうに自分のところで資金調達をするということでございました。もうほぼ目途が立ったというふうには聞いておりますけれども、達成したということまではちょっとここでは確認ができておりません。そのような話、達成できつつあるという話は聞いております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 何かこの前の話では、大木課長はちょっと御存じじゃないかも知れませんが、この前の一回ちょっと玉名であったとき、その代表者の方が達成したような言い方をされたんですよ。もう達成したんだなあということで、私たちは思っと思ったんですよ。まだそれは御存じじゃないですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まちづくり課長の答弁がありましたが、私も正式にいろんな書類を見て確認したわけじゃありませんけれども、関係者からの話では町内ですね、南関町からもたくさんの方に御協力いただいて、2億は達成できたということは伺ったところです。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 達成したら、非常にこれは良かったと思いますけど、その後、これが順調に稼働いたしまして、バイオエネルギーのほうに枯れた葉っぱとか利用されると言われましたけど、町長の構想の中にもコンパクトシティの中に、その燃料なんかを利用するというような話とか、大牟田とか長洲とか、そのへんまでちょっと利用するような話が出ておりましたけど、そのへんは町長のほうにお伺いしたほうがいいかと思えますけど、どのような構想的には持っておられますかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） バンブーフロンティア構想の中では、竹が中心になりますけれども、今、議員御質問になられました、いろんなコンパクトシティ構想の中でのバイオマス発電に使います材料と申しますか、エネルギーにつきましては、これは間伐材とか風倒木、竹も一部含みますけれども、そういったものでありまして、今回のバンブーフロンティア事業のほうとは全く別事業でございます。ということで、その分散型エネルギーインフラプロジェクトということで進めておりますけれども、そのバイオマス発電につきましては、また別途、今いろんな協議というか、進めておりまして、今、委託業者のほうに行って調査中でありまして、もうしばらくするとそういった方向性が示されると思えますので、それにつきましてはこの竹とはまた切り離れたところと申すということで、今申し上げましたとおり、間伐材、風倒木とか、そういったものも含めたところでチップを製造して、それをいろんな市町村に供給するというふうな形で考えておりますので、まだこれから正式なそういったほかの市町村との調整も必要でありますし、できるかできないかということも含めたところの調査でありますので、それにつきましてはまたいろんな動きというか、決定したら、また議員の皆さんに報告していきたいというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 今、町長の答弁からありましたとおり、風倒木とかそうい

う、この分をうまく利用されれば非常に喜ばしいことですので、是非成功させていただきたいと思います。

それと、私が持ち時間は一応90分ありますけど、当初30分と言うておりましたけど、ちょっと15分ばかりオーバーしましたので、一応まとめに入りますけど、この竹の開発につきましては、非常に地域住民の方、また周りの市町村も非常に期待しております。それで、これは絶対失敗はできない事業でございます。私たち議員も皆さん全部協力いたしますので、是非成功させていただきたいと思います。それにつきましては、やはり地域の地元の南関町からうまく話を進めて、同意も間違いなく南関町全部から同意を取れて、そしてその後、周りの市町村なんか巻き込むような施策を取っていただきたいと思いますし、住民説明会も早めに行うということで町長のほうからも答弁を頂きましたので、課長たちもそのへんを踏まえて、早めにそういう対策を立てていただきたいと思います。一応9月が伐採事業が始まるということでございますので、それに向かつての説明会の住民のほうをよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、4番議員の一般質問はすべて終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） おはようございます。5番議員の境田です。

今回は、先に通告しておりました成年後見制度についてと、南関町職員の現状と課題についての2点を質問します。

まず、1点目の成年後見制度についてですが、成年後見制度は2000年度に始まりました。認知症などで判断能力が衰えた人の権利や財産を守り、親族などが申し立て、家庭裁判所が後見人を選ぶものです。成年後見の申立件数は当初9,700件でしたが、2014年1月から12月には3万4,373件と、約4倍に増えています。今後も認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者の増加による成年後見制度の利用は一層高まっていきます。制度ができた当初、成年後見人は配偶者や子ども、兄弟・姉妹など、親族が全体の99%を占めておりました。2014年には親族が35%にとどまり、弁護士など親族以外の第三者が65%となっております。身寄りのないお年寄りが増えたり、相続を睨んだ親族間のトラブルが増えたりしているのが主な理由のようです。成年後見制度の利用が増える中、弁護士や司法書士ら専門職だけで担うには限界があります。そこで、国は2012年の改正老人福祉法で市民後見人の人材育成と活用は、市町村の努力義務と規定しました。2013年度末時点で、全国の128市町村が養成研修を実施するなど、市民後見を推進する動きが広がりつつあります。九州では熊本県水俣市など21市町村で取り組んでおり

ます。国が介護を施設から在宅へ施策転換する中、専門的知識と経験をもった後見人が増えれば、認知症のお年寄りが地域で支える力になるといわれております。認知症の人は予備群を含めると65歳以上の4人に1人といわれております。先ほど申しましたが、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は年々高まっております。安心して暮らせるよう、1日でも早く成年後見制度の充実のために取り組むべきです。町長はどのような考えを持っておられるのか、そこで町長に我が町の現状と対策を尋ねます。

2点目に、公務員の定数が増やせない中、住民のニーズが高い窓口業務など、一般事務のほか、学童保育、図書司書、給食、介護など、住民サービスを行う非正規職員が目立っているといわれております。非正規職員は正規職員とほぼ同じような仕事をしながら、半年や1年などの短期の契約を何度も繰り返し、年収は200万円に満たないワーキングプアのケースが多く、安定が売り物の役所、条件の厳しい非正規職員が支えている実態になっております。自治体によっては、非正規職員は交通費も自腹、年休、残業手当、育児休業、ボーナス、退職金もない現状です。また、非正規職員は、予算項目上、人件費ではなく、物件費扱いされております。住民の暮らしが年々厳しくなる中、住民の福祉、暮らしを守り、ニーズが増え、事務量も増える中、安心して職務に専念できるよう、やる気をもって行うには、職場、労働条件の改善は必要不可欠です。人口が減っても住民からの要望は増えています。例えば、以前は認知症は多くありませんでした、高齢者対策、少子化対策、ごみ問題、まちづくり、地域おこしなどは最近耳にするようになりました。正職員は減る傾向にあります。しかし、先ほど言いました仕事そのものは減るわけではありません。ある団体の調査によりますと、2010年には県内の非正規職員率は31.4%でしたが、5年後は36.4%になっています。役所を支える非正規職員が5割を超える自治体が県内では4町村となっています。その一つは菊陽町で、60.9%です。非正規職員が担う現状が進んでおります。我が町も非正規化が進んでいないのか、非正規職員にも何らかの対策を取っているのか。

そこで、1、定員適正化計画はどのように考えているのか。2、正職員と非正規職員の近年の現状と推移を尋ねます。3つ目に非正規職員の増加による町民への影響について尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただいま御質問がありました、5番、境田議員の成年後見制度についての我が町の現状と対策を尋ねるの御質問にお答えいたします。成年後見制度は議員が言われましたように、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判

断能力の不自由な方々を保護し、支援する制度でございます。大きく分けますと、法定後見制度と任意後見制度の2つがありまして、法定後見制度におきましては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が御本人を保護、支援されております。また、申立てに関しましては、本人、配偶者、4等親以内の親族、検察官、市町村長等ができるようになっているところでございます。この制度に関しましては、町では南関町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する取扱い要綱で、町長申立を行う場合の手続等に関しまして定めているところがございます。また、成年後見制度利用に関する対策としまして、後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、後見人等が適切な身の上看護、財産管理を行い、被後見人、被補佐人及び被補助人の生活を守ることができるよう支援することを目的としました成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めているところがございます。対応としましては、高齢者の方につきましては、主に地域包括支援センターで包括的支援事業の業務としまして、成年後見人制度の周知、相談等の窓口としているところでありますし、障害者の方は福祉課福祉係を窓口としているところがございます。

また、制度の周知等につきましては、役場税務住民課、福祉課、地域包括支援センターの窓口パンフレットを置き、地域包括支援センターでは研修会などの機会に紹介をしているところであります。さらに、成年後見制度に限らず、認知症の方への対応、取り組みを充実していくことが必要であると思っているところであります。

次に、南関町職員の現状と課題についての御質問にお答えします。まず、定員適正化計画はどのように考えているかとの御質問ですが、南関町では定員管理計画を5年ごとに作成しているところで、直近の計画は平成23年度から平成27年度までの5年間としておりますが、その間、第四保育園の業務委託、その後、第一、第二、第三保育園の民営化に伴う職員の異動がございました。また、平成28年3月をもって老人ホーム延寿荘を民営化することに伴う職員の定員管理計画を改めて策定することとなります。

職員の適正配置につきましては、これまでもいろいろと検討してきているわけですが、民生部分に係る保育所、老人福祉施設がなくなったことで、民生一般が主な配置になり、適正な配置に努めていくこととしております。平成28年4月には117名の職員で構成することとなりますが、南関町職員定数条例によりますと165名となっておりますので、南関町と類似団体の全国平均の職員数や、総務省の定員管理診断表、定員会規指標等を参考にして作成していくこととしております。

また、南関町人材育成基本方針に則り、求められる職員となるように、自己啓発を含めた研修の実施を中心に、人材育成に努めていますが、ただ数値だけで判断す

るのではなく、権限委譲により増加した業務や、町が特に課題としている事項の解決に向けた事業など、特別の事情も判断の重要な要素と考えているところでありま
す。このようなことを整理しながら、目標とする職員数を定め、今後5年間の定員
管理計画を策定したいと考えております。

次に、正職員と非正規職員の近年の現状と推移を尋ねるとの御質問ですが、正職
員は集中改革プランや行政改革大綱によって減少の一途をたどっておりますが、逆
に非正規職員は保育園や老人ホームが存続していたときは、専門職である保育士や
調理師の採用を休止しておりましたので、臨時非常勤職員で対応していただいた関
係上、平成21年度では職員が136名に対しまして、臨時職員数51名、非常勤
職員21名と、かなり多い状況で、非正規率は36.4%でありました。平成27
年度は臨時職員が老人ホームだけで32名で、非常勤職員は給食センターなどで2
4名であります。非正規率は30.4%でありました。今年度に限って申し上げま
すと、臨時の職員は看護師6名、調理師4名、介助員が22名となっており、非常
勤職員は地域包括支援センターや福祉課の介護保険関係等の職員で24名となっ
ております。

最後に、非正規職員の増加による町民への影響について尋ねるとの御質問ですが、
やはり多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、常勤の職員のほか、事務の
種類や性質に応じて、臨時・非常勤職員を任用しております。臨時・非常勤職員の
職務の内容は、補助的であったり、臨時的であったりするので、どうしても正職員
の指示に従う必要があり、責任は正職員にあると考えられます。しかし、臨時・非
常勤の職員も責任と自覚をもって、的確に業務にあたっており、それぞれ能力をも
った職員でありますので、自分に科せられた業務については、きっちりと果たして
いるものと考えております。臨時・非常勤職員を任用する際は、それぞれ募集の条
件を示しておりまして、それぞれ資格・免許の取得を確認し、任用においても十分
に配慮しながら適正な人材を任用しております。また、非正規職員に対しましても、
人権研修等を行っており、更に専門研修も業務によって受講している状況でありま
す。公務の性質を踏まえ、特に個人情報扱う職務に従事する場合の守秘義務の取
扱い等についても、公務の信用を失墜させたりすることはないと考えておりますの
で、影響はほとんどないと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 答弁の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前 11 時 11 分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関連する答弁はございませんか。5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。

この後見制度ですね、管轄は一応さっき聞きましたけど、包括支援センターですね。障害者の窓口は福祉センターがしているとの答弁でしたが、この後見制度を利用するための手続とか、必要な書類、また成年後見候補の確保などについて、これは相談することができると思いますけど、詳しい専門の人は、指導者といいますか、そういう人はおられるんですかね、ちょっとお伺いします。また、よろしければ、相談もどのくらいあっているのかなと思いますけど、ちょっと質問いたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 専門の書類作成等につきましたの専門の指導者ということですけども、そういう専門の指導者というのはおりません。相談があれば、ある程度の支援はできると思いますけれども、親族による申立てを希望される方や、可能な方については現在のところ、個々の様々な事情や申立ての書類のことなどがありますので、直接、家庭裁判所のほうに尋ねていただくようにしているところがございます。

それから、相談の件数ということですけども、地域包括支援センターにありました成年後見制度に関する問合せや相談は、そのものをカウントはしておりませんが、年に 1、2 件程度ということとということでございます。それから、障害者の方に関しましては、ここ 3 年ほどでもあってはおりません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今お聞きしましたら、非常に少ないということですが、やはり先ほど冒頭で言いましたけど、非常に一人暮らしの高齢者等が増えておりますので、私はもうちょっと多かつたかなと思いますけどね。この成年後見が始まって、当初、これは私も一回、2 3 年のときちょっと言ったんですけど、以前は先ほど言いました親族が 90% ぐらい占めとったと、最近は 35% に親族はとどまるとるですね。今、無縁社会といわれる今日ですよ、後見者が必要な人は先ほど言いましたが、高齢者も多くなっています。それで、私はますます増えてくると思うんですけどね。もう私がびっくりするのは、ちょっとお聞きしたのは、親子でも最近は関わりたくないからと拒否されている事案もあっております。町長には、親族に代わって法定後見の開始の審判の申立権ですかね、それがありません。町長、申立権は何かされたことはありますか。先ほど、すみません、全然なかった、1、2 件し

か相談はないと言われましたけど、申立権はされたことはありますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私が就任してから約2年になりますけど、その間はございません。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 町長の申立てということでございますけれども、平成18年度から27年度、これまでに地域包括支援センターで扱いました、町長申立の件数が2件ございました。まず、最初は23年度に1件、それから平成25年度に1件、町長申立の手続を行ったということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この法定後見の開始の申立は少なかと言いますけど、例えば、これは地域が非常に、先ほど専門職はいないと言われたですけど、やっぱり知識がいるとですよ、いろんな書類を集めたり何たりするのに。そこで、これは平成23年と24年ですかね、24年度には市民後見推進事業ですか、それと24年の4月施行になりました改正老人福祉法では、市町村が成年後見人等を確保するために、業務を適正に行うことができるよう、人材の育成や活動の整備体制を図るよう努力義務が新設されております。

そこで、町としても、さっき相談が少なかったと言われましたけど、私は相談したいという人が私は多かと思うとですよ。だから、そのためにいわゆる後見人制度をもう少し、先ほども言いました努力義務が規定されておりますので、町としてもこのような研修とか、こういうのは全然行っていないとですかね、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 市民後見人の養成ということでございますけれども、これまで町の方で研修等は行っておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 玉名市では、月かどうかわかりませんが、一応成年後見制度は相談があっているそうです。我が町ではほとんどないということですけど、玉名市で、後見制度の講座も終わっております。このときは南関町からも数名参加されてるそうですよ。これは高齢者関係ですけど、認知症施策推進総合事業で、やはりこれも25年度から29年度の時期に、全ての市町村で市民後見の育成、支援組織の体制を図ることによって、将来的な目標、計画策定の取り組みをなされております。こちらのほうから認知症施策推進事業の戦略のほうでもなっておりますけど、これは町としても全然取り組みをしてないということですかね。目標設定なんかさ

れとるですかね、そこをお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先ほど、相談会等を玉名市で行われているということでしたけれども、それにつきましても相談会という形で町では行っておりませんが、随時、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会を含めて、受け付けているところでございます。

それから、養成講座については行っておりませんが、それは先ほど議員がおっしゃいました、玉名市の方の養成講座に町内の方から受けられた方がいらっしゃるという情報は持っております。

お尋ねの目標というか、将来的な取り組みということですが、町では第6期の介護保険事業計画の高齢者の権利擁護の推進のところで、市民後見人等の養成につきましては、関係機関と連携しながら検討を進めるとしているところですが、現状では町単独で養成等に取り組むことはなかなか難しいという状況でございます。先ほど申された玉名市等で取り組まれている事例等を参考にしながら、できれば単独ではなく、広域での連携も視野に入れながら検討をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから、認知症サポーターの養成はこれまでも進めていますので、継続していきたいと思っておりますし、認知症初期集中支援チームの配置に向けて現在検討をしているところでございます。

それから、相談につきまして、先ほど地域包括支援センターの部分を行いましたけれども、社会福祉協議会の方も受け付けておりまして、確か、正確な数字ではございませんが、今年度12月末くらいまでで、4件ほどは相談があったということでお聞きしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 冒頭でも何度も言いますが、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、私は成年後見制度は必要性は年々高まっていると思うとですよ。しかし、さっき言われると、全然相談者がいないようなことを言われるんですけど、しかし国でも後見人をするように進めておりますので、検討はされとると言われましたけど、よろしければ実行に移してもらいたいと思います。南関町も高齢化率がもう35.8%です。今までの認証率かな、これは以前は65歳以上の5%で数字を上げておられました。しかし、現在は介護保険の認知情報からの数値では、27年の4月現在で、南関町は認知症は457人ですよ。または65歳で発病する若年性認知症は、県内では900人と推定されております。ここで介護認定を受けてない人を加えると、私はもっと多かと思うとですよ。先日、認知症の方が徘徊中に電車にはねら

れ亡くなられた事故では、家族に賠償責任はないとの最高判決でしたが、これが一人暮らしで、トラブルが個人に対して起こった場合、認知症だからといって簡単に私はいかないと思うとですよね。やはり必要とされる人を民生委員さん、福祉委員などを通じて把握し、やはり後見人確保のためには、私は早めに取り組んでもらいたいです。町長、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在の町の取組状況ということで、福祉課長のほうからも答弁がありましたけれども、後見人等が必要な方の把握ということだと思いますけれども、その判断につきましてはやっぱり認知症の方、高齢者の方、そして障害者等も含めて、様々な事情もございまして、なかなか難しい現状があると思っております。見守りが必要な方等につきましても、現在、社会福祉協議会であるとか、民生委員さんの方も熱心にそれぞれの地域を回っていただいて、そういったことを確認していただいているような状況もあります。特に民生委員さんの方には日頃から把握されているような状態、そういったものにつきましても何か気づかれたこと、変化等があれば、包括支援センター等にも報告いただいておりますし、社協にもおいでいただいて相談されているような状況があります。実際、民生委員さんから社協を通じたりして連絡・情報が入っているケース等もありますので、町としましてもやはりそういったものを真摯に受け止めながら、そういった皆さんが本当に必要であるならば、町としても対応する、社協、そして民生委員さん方との連携を図る中で、そういった対応を図ってまいりたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いわゆるこの問題は、もう高齢者の多くなりますので、やはり認知症も多くなります。自分で言えないから、やはりそれをカバーするような成年後見人さんを私は少しでも早めに、一人の多くでもつくって、私は町は安心して高齢者が生活できる、私はしたほうがよかと思うとですよ。もう私は早めにお願ひしておきます。やっぱり隣人同士、隣人も安心して暮らせるように、また支援体制も早めに進めてください。

ところで、裁判所の申立てですよ、後見人の報酬はそれなりにかかると思いますが、町では先ほど成年後見制度利用支援ですかね、定めていると言われましたけど、またパンフレットもあると言われましたが、なかなか高齢者は役場まで来られんですよね。交通の便もあまり、最近ちょっと乗合タクシーもしましたけど、交通の便が悪いから、こういう人には私は直接知らせるとかいいと思いますけど、この支援事業ですね、これは経済的に厳しい人たちにあると思いますけど、後見人の報酬ですよ、それは助成なんかで南関町は設けてあるとですかね、金額とかは。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先ほど町長が申しました実施要綱で、町が支援する金額も決めております。後見人さんへの報酬は、裁判所のほうが決めますので、金額が幾らということは存じ上げませんが、町のほうの支援の分で申し上げますと、月に2万8,000円ですね。在宅にあっては月額2万8,000円ということで、施設の方については月額1万8,000円を助成の上限ということで、そういった助成制度は設けているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） これは私は非常に良いことだと思います。しかし、ほとんど知ってないと思うとですよ。1万8,000円から2万8,000円も助成しとるとということですね。やはりこれは本当に先ほど直接知らせるようにしてください。パンフレットだけじゃ駄目です、いつも言うごつですね。やはりなんでもPRは投げたらキャッチボールで返ってこんと駄目ですよ。私は、これは23年の9月かな、確かこれも成年後見制度について質問したとき、このとき、やはりちょうどそのときも後見人かな、その人に助成も2万8,000円予定をしとると。2万8,000円の、30数万円の予算措置を行っているかと答弁を頂いております。この予算は、このとき執行されたんですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 支援制度の利用は、これまであっていないところでございます。予算は、障害者、それから介護保険のほうで、予算は毎年組んでおりますが、現在のところまでは執行はあっておりません。先ほど申し上げましたように、25年度に町長申立を行っておりますけれども、ただその方につきましても、資金を持っておられるということで、その対象にはならなかったということで、費用としては予算してはございません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 予算執行はなかったということで、なら予算措置はずっと毎年組んであるとですよ。何人ぐらい組んであるとですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） それぞれ1名ずつは組んでおります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 住み慣れた地域で支えられるよう、やっぱり後見人の育成、何度も言いますけど、制度の周知をやっぱり力を入れてください。先ほど何か町単独で厳しかとか言われましたけど、せつかく定住自立圏構想もしておられますので、よかなら広域でみんな話し合って支援体制を進めてください。

続きまして、南関町職員の現状と課題にいきます。職員の適正化につきましては、議員数と配置が私は重要な位置を占めると思います。職員数の適正化はこれは今聞きましたけど、三次行政改革の実施において、平成17年は4月1日、150人やったですね。ちょっと私も調査資料は一遍もろうたとき書いてありました。22年4月1日で136人で14人の減です。先ほど前で言われたですけど、28年4月には117名の職員で行っていくとの答弁でしたが、これは非正規職員さんは含まれとらんとでしょう。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 含まれておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 職員数が、先ほど、年々減っておりますけど、冒頭で言いましたけど、住民さんのニーズは増えております。認知症も以前は本当に多くありませんでした。最近はやっぱり本当、何度も言いますけど、高齢者対策ですよ、少子化対策、ごみ問題、まちづくり、地域おこしなどの住民からの要望は増えております。町としても住民サービスを確保しながら努力されておりますけど、効率を上げるためにも職員の意識改革と能力開発は欠かせません。住民からの信頼を得るためにも必要です。町では人材育成で研修などを行っていると言われてましたが、そこでこれから担う人の民間企業などへの研修、専門分野、経験年数に応じた議員研修、資格等は、最近はどのように進めておられるのかちょっとお伺いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 毎年度、研修計画を立てて進めております。平成27年度、今年度におきましては、町による研修が約10件、それからこれは研修協議会というのがございます。熊本県市町村職員研修協議会というのがございまして、ほとんどが専門研修でございますが、例えば新規採用職員研修、それから一部、二部というふうに分かれております。これは経験年数によつての研修、それから例えば係長研修、課長研修というふうに分かれて研修もございます、こういったもので10件。それから、特別に派遣研修がございまして、今年度は海外研修もございましたし、それから千葉県にありますアカデミーへの研修もございました。この件数が4件ございました。約514名、延べ514名が出席をして勉強をしていくということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 十分な研修をされているみたいですから、ますますレベルアップすると思います。期待しております。職員がやっぱり一人一人やる気を持たせるためには、どこの職場に配置するかも、私はこれは大きなウエイトを占めと

と思います。若いときはいろんな部署で経験するのも、私は大事だと思います。一つの部署に何年も長くいてはいかなものかと思います。

前回の議会で、4番議員の立山議員の質問に対して、答弁で何か数十年も同じ部署にいる職員がいるとのことでした。町長、これはどのような考えをお持ちですかね。前町長は長かったからあれですけど、2年ちょっとですけど、ただそういう長くおるところをどう思われるか、ちょっとそれだけ聞きたかです。ただ、それとまた逆に短い職員さんの異動もあっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 職員の人事異動につきましては、過去のことを申し上げますと、実際、私が就任する前、かなり長い期間、同じ職場におられるということが、そういったケースが多くありました。ということで、昨年4月1日付けではやはり3、4年、特に若い職員の皆さんについては3、4年で異動をしたい。そして、今、議員申されましたとおり、いろんな経験を積んでいただきたいという考え方から、そういった人事異動を実施したところであります。ただ、3、4年か、4、5年のそういった定期的な異動が非常に重要であると思っておりますけれども、技術的あるいは免許を有するような職務については、そのような限りじゃない。どうしても長くなる職員がおるということで、これまでもやっぱり10年以上勤務しとるところもありますけれども、それでもそういった職員も一時的には違う職場を経験して、また同じ職場に戻ってくると、そういった体系をとっているところであります。

それと、非常に短い期間ということも今申されましたけれども、そういった1年、2年で職員の異動ということも、やはり本人の適正であるとか、全体的な人事異動と関連したときには、必要であればそういった短い期間でも異動が発生するということは考えています。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 町長も私と同じ考えで、一つの部署に長くおると、やはり行政のいろんな知識を得るためにはやっぱり好ましくないということですけど、これは職員さんの希望部署とかは調査はどのような方法でやっておるんですか。そして、毎年行っておるんですかね、ちょっとそここのところを。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 町では、自己申告制度というのをとっております。自分の今の勤務状況、それから健康状態、それから自分が希望する課等々について、こういったことを勉強したいから、その課に行きたいかというような内容まで全部記載をして提出を求めるものですが、10月1日から10月31日までの1カ月間を提出期間として毎年行っているところです。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 先ほど町長は、何か専門的な知識を有する部署には長くおると、10 年ぐらいおると言われましたけど、そういういろんな国家資格を持って従事される人はどのくらいおられるとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 実は、今年10月に職員の人事の異動、それから各施設の管理等のために、今自分たちがどんな資格を持っているのかということ調査をいたしました。採用するときの履歴書の中に書いてあったもの以外に、職員になってから取った資格等もございましたので、いろいろと見てまいりましたが、教職員の資格、保育士の資格、保健師の資格、国家資格といいますといろいろとございますが、そのほか防火管理者の資格ですとか、それからほかは危険物の取扱いですとか、そういった衛生管理者の資格、要するに職員になってから取った資格もございます。職員の中にはいろんな資格を取っている職員がいるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今、いろんな資格を持っておると話を聞きましたけど、そういう資格を持った生かせる職場に、その人を生かすような対策をつくってください。ただし、あまりそこに長くおると、いろんな障害が出てくると思います。そのところはよく配慮してください。一人一人の職員にやる気をもたせるためには、やっぱり頑張る職員ですよ、それなりの評価が大事だと思います。施策方針ですか、これでも述べられました。やはり目に見える人事評価に努めてください。

2 番目の正職員と非正規職員の現状についてに移りますけど、どこの自治体でも正職員が減る一方、非正規職員が増えています。昨年の県内の調査は、非正規職員率50%を超える自治体は4自治体あります。一番高いのは、先ほど言いました氷川町の60.9%ですけど、2番目が西原村の52.5%です。3番目、私は文教厚生でちょっと研修に行きましたけど、苓北町。あそこは52.4%だったんですよ。4番目が大津の52.1%です。先ほど我が町の非正規率は確か30.4と言われたですかね。何か減ってるみたいですけど、私はこれは保育園とか何とかなくなったから、実質的には増えとると思っとるとですよ。非正規職員さんですよ、これは臨時職員、非常勤ですね。それと、これは任期付き短時間の職員さん等がいますけど、その職員の人数は分かれますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、議員の御質問で、実は非常勤職員というのが一般職と特別職とございます。特別職の非常勤といいますのは特別のやっぱり免許といいますか、そういった職務であるということで、公民館長であったり、図書館長であっ

たりするものですが、今回、南関町には今、特別職の非常勤はおりません。ですので、一般職の非常勤になりますが、今、一般職の非常勤は全部で24名おります。給食センターに13人、それから地域包括支援センターに4人、保健センターに3人等々でございます。それから、臨時職員と呼ばれるものが32名おります。町長の答弁にもございましたが、全員老人ホームでございます。それから、再任用の職員がこれは非正規職員とは違いまして、職員のほうに入るものでございますが、今、再任用でフルタイムの職員はおりません。短時間勤務の職員が3名いるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この非正規職員で、これは非常に何かごちゃごちゃになるけん、簡単にちょっと言うてもらいたかったっすよ。再任用なんか、非正規職員じゃなかはずですもんね。ただ、再任用で任期付き、短時間職員さんは、何か非正規職員になるとちょっと書いてあったからあればってん、なんさま何回かずと読み直さんと本当ごちゃごちゃになるけん、皆さんに分かるごつ簡単にお願いしときます。非正規職員の雇用ですよ、これは基準とかどういう考えをもって雇用されているのか、また一番大きいのは先ほど老人ホームかな、32名、この人たちが今度なくなるんですけど、もう全然この人たちの雇用は向こうに全部行かれるとですかね、それとも何人かまた希望者か、声が上がっておりますか。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 今、法人のほう面接を行っているところでありまして、正式に法人のほうに行かれる人数は把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 把握してないということですけど、ただその老人ホームの臨時職員さんたちが向こうに行きたくなくて、こっちに何か雇用というか、役場は雇用と言わんとですかね、任用してもらえんとかなくて、そういう希望がなかかなということと言うだけで、はい、分かりました。

臨時職員さんの雇用は、何か原則として6カ月と、1回だけの方針で。大体それで、それも6カ月で、1年以上かな、これはなるといかんということが書いてありますけど、どこの自治体もこれを何か無視じゃなかですけど、これをゆがめて何年でもしとるといような現状があつとるみたいですけど、これは長い人で何人おらるつとですか。長い人で、5年以上ぐらいでよかばってん。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） この臨時職員は、南関町では臨時職員等の任用に関する規則というのを作っております、自治法、それから地方公務員法等々で、6カ月し

か任用はできないというふうに定められております。ただ、ある一定期間を置いて、そして再度任用する場合はというふうな表現もございますので、その再度任用する状態で、今規則を作って、町では5カ月任用して、1カ月、間をおいて再度の任用という形をとっているところです。

ただ、今回、老人ホームにつきましては、最後の1年間は通して任用しております。といいますのが、その自治法に則りまして、最終の場合には大体6月を超えてはいけないんだけど、それが雇い止めである場合には、あと6カ月はしてもよいというふうに記載があるものですから、今回ずっとそのまま続けてやるというふうな状態になっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） それで、その非正規職員さんですよ、長い人で何年ぐらいおらるっとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 非正規職員といいますと、今、老人ホームは今回がもう終わりになりますが、給食センターの非常勤の職員で20年を超える職員が2人おりました。あとは、最近はずっと新しい方にどんどん代わっておりますので、その方々がお辞めになる頃には、もうお辞めになった後は10年未満の方々がほとんどになります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 20年で、やっぱり長かですね、2名。この任用を繰り返して長く働けば、当然いろんな地域とか経験が生まれます。南小国町では経験、技能ごとに5段階に分けて報酬区分があるそうです。経験加算など、先ほど言いました20年で、そういう人たちの何か経験加算とかの、報酬に対しての何か手当みたいなのを設けてあるとですか、南関町は。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 非常勤職員には手当は支給しないというふうになっております。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、単価そのものを、時間単価なり、日単価なりを上げることは可能だと思いますが、現在のところ、南関町では一律ということで、そこの運用はやっておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 長く働けば、やっぱり人間的なちっとなつとんで、失礼ばってんその気持ちはあると思いますけど、やはり同じ仕事ばされ、同じじゃないですけど、長くされれば、私は南関町もちょっと考えたがよかつじやなかつかなと思うて、ちょっと質問しました。何かこの近辺でも、そういう長く勤めれば報酬

加算というのをやっているところはあるとですかね、私はちょっと南小国町しか調査せんやったっですけど。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 和水町がちょっと若干しているということは小耳に挟んだことがございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 小耳に挟んだら、ちょっと調査してください。

平成26年7月ですかね、これは総務省の公務員部長名で各自治体に非常勤職員及び任期付き職員等の任用についてという通達が出されております。これはやっぱり臨時職員、非常勤職員の増加と、先ほど進まない労働条件などの整備状況、任用と処遇についての労働条件の変更について、どのように対処したかを問われたものです。臨時等非常勤職員の任用の回数の制限の廃止とか、報酬等の見直し、時間手当が支給されていない自治体があります。これらのこの国からの文書は、調査は一応届いとるとですかね。届いとるなら、この文書に基づいて、どのような改善をされましたかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） この文書といいますのが、任期付き短時間職員についての新設といいますか、扱いについてがまずほとんどでございます。それから、職員の社会保険関係等々をちゃんとするようにというふうな内容で、実はこれは21年に通常出された後に、また改めて改正として出されたものでありまして、これについては私どももしっかりとこれに基づいた任用をして、それから勤務条件等々もこれに基づいた形でやらせていただいているところですが、今回変更するような部分というのが、まだ任期付き短時間職員の運用もございませんので、対象とするものがなかったなど。それ以外はもう実に今現在やっているというふうに判断をしているところです。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） これは早めに21年度にやっと思ったということですね。はい、分かりました。

非正規職員さんのことばかり聞きましたから、今度はやっぱり正規職員さんのことについてもちょっと伺っておきます。正規職員さんの時間外労働ですよ。県内では45時間未満かな、これが23自治体に上がっております。また、過労死ラインといわれています月80時間を超える自治体が13自治体もあるとですよ。南関町はどうですか、その労働時間は。こういう80時間とか、この中に入らんとお思いますけど、今どのくらい残業は、労働時間外は上がっておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私も南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、または施行規則におきまして、月に60時間を超えた場合につきましては、その分についてやっぱり休暇を与えないといけないということで、時間外勤務手当プラスというか、その0.25にしかありませんが、プラスと、それから代休を与えるというふうに形にしているところです。現在、この月に60時間を超えるというのはなかなかあるものではございませんで、緊急、要するに災害等が発生した場合等が可能性があるかと思えます。それと、もう1点可能性があるのが選挙でございます。選挙が今ちょうど県知事選挙中ではありますが、選挙期間が1月の中に入った場合には60時間を超えます。書記と、それから書記を補助する職員は50時間を超えます。去年の調査の中でも1回だけ、その選挙時だけが超えた、2人ですけれども、超えた経緯がございます。月が、要するに告示日が月の終わりであって、そして選挙日が月の中程である場合は分散されますので、そういったこにはならないんですが、今回のように月の中間から月末まで選挙期間がそのままありますと、結局は60時間を超えてしまうということになります。5時15分から8時までが期日前投票でありまして、8時から整理を毎日いたしますので、1時間程度整理をして、それから帰るということになりますし、土曜日、日曜日、祭日関係なく、書記とその補助は出てまいりますので、そういった事態になるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 残業というのは、もう60時間以上はほとんどないと、ただ選挙とか災害だけです。やっぱりある課なんか晩遅くまで電気点けて頑張っとるということで、そういうのはサービス残業じゃなかつたですね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 時間外勤務手当を出す場合には、当然、課長等々が時間外命令をするということになっておりますので、時間外命令が出ているものについては、時間外勤務手当が支給されますが、はっきり申し上げて、サービス残業という言い方は適当ではないと思えますが、やはり残業を自主的にしている職員がいることは事実だと認めてはおります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 時間外労働も多いとストレスもたまります。そこで、職員さんのメンタルヘルスですよ、これも非常に大事なものだと思っております。確か労働安全衛生法が2015年10月かな、2015年12月にちょっと改正されて、ストレスチェックとかそういうのをするようになっております。これは町としてもやっとならなかつたか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今おっしゃったとおり、労働安全衛生法の改正に伴いまして、事業所ではストレスチェックを行うように決まっておりますので、28年4月、来年度の予算に組み込みまして、産業医の先生は平山先生ですが、平山先生と、それから国が基準としている52項目のチェックをいたします。そして、そこで自分なりのチェックをして、それからそれを専門機関に出しまして、ストレスの状況を確認をすることとしています。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 部下が不調にならないように、またなったら対策としてアドバイスができるような、上司はできるように教育とか研修、こういうのは何か行っとるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） メンタルヘルスにつきまして、管理職等に対する研修がありますので、実はもうずっと上のほうから順番にというふうにしておりまして、私が2年ほど前に受けましたので、今だんだんと1年に2人から3人を研修に行っていたいておりますので、だんだんと課長等々には研修に行ってくださいこととしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。先ほどストレスチェックを言いましたが、チェックだけでは職場環境は改善はできません。そのことをよく考えて、職場での信頼関係を築くことがチェックの効果を生かせる早道だと思います。県内で400万人のうつ病患者がいると推計されております。また、近年も増えております。もう症状が軽ければ休養することが大切といわれております。そういうのをちゃんと目配りをしながらしてください。休業を、例えば今言いましたメンタルヘルスを原因とする休業の割を減らすことに力を入れて、時間外労働者が多い職場ではその原因の把握、適正な人員配置、職員の改善、ケアの対策等を速やかに取りながら、健康で快適な職場づくりをしてください。

3番目の非正規職員の増加による町民への影響についてですが、町ではほとんどないと言われました。先ほど言いましたけど、南関町は減っております、確かに。しかし、減っているのは先ほど言いました保育園、それと多分、業務委託も結構多くなるととですか。ちょっとそのところを。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） おっしゃるとおり、業務の委託を今している部分が多ございます。実はあまり良い制度ではないと申しますのも、業務委託は一人親方でや

っていただきますので、いろんな保険等々、また損害賠償等々が非常にちょっと甘いというようなこともございますので、そこで28年度にきちんと見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。非正規職員の質を高めるために、先ほど研修は行っていると、非正規職員さんの。人権研修というふうに言われたですかね。人権研修以外は何かやっとならうとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 大体職員の研修につきましては、職員専用の職員以外には呼びかけをいたしておりますので、時間の許す限り、できる範囲でということにはなりますが、ほかのときの研修にも参加をいただいているところです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 非正規職員さんも頑張っておられますので、いろんな研修を付けてレベルアップさせてください。

21年から25年度の5年間の人件費ですね、私がちょっと計算しましたけど、9億2,194万円ですね。そのうち職員給ですね、5年間の平均はやっぱこの割合は60%を占めております。しかし、ここで非正規職員さんの給与と申しますか、賃金は出てきません、人件費の中にですね。人件費のうちの職員給与が大体60%ぐらいを占めとるんですけど、この中には非正規職員さんは入っておりません、これは賃金は入らんと。これはやっぱり物件費として扱われとるとですよ、非正規職員さんの賃金は。それで、この物件費で大体、この2、3年ぐらいでよかですけど、どのくらい物件費の賃金はあると分かりませんか。分かるなら教えてください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 人件費と申しますのは、職員の給料、それから各種委員さんの報酬、それから非常勤職員の報酬も一応この人件費に入っております。それから、共済の掛金、負担金ですね、町が支払うべき負担金も人件費でございますが、物件費になっているのは、臨時職員の賃金は物件費です。これはやはり年金を通して仕事をするという当初から計画をしたものではないという意味での物件費だろうと考えておりますが、今、議員からのお尋ねでありました物件費につきましては、その他いろいろと旅費ですとか、交際費、需用費、役務費等々がありますので、総額についての賃金の割合といたしましては、平成26年度では全体の2.5%が賃金としております。それから、25年度では4.8%、24年度では4.5%を占めているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 物件費の金額が全然分からんけん、パーセンテージでは分からんけん、金額でよかですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 平成26年度の決算のときに出させていただきました性質別の内訳表によりますと、物件費が総額で5億7,700万円に対しまして、賃金は1,452万円になっております。これが26年度です。もう1年度元に戻ります。25年度になりますと、総額が5億8,770万円ですが、そのうちの賃金が2,848万円ということになっております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） これを聞いたのは、一生懸命仕事しよって、何か物件費で書いてあるけん、ちょっとなて思うてですね。やっぱり非正規職員の賃金は、今言われたように物件費ですが、これは行政用語ですね。しかし、行政用語と言われれば私はそれまでですけど、物件費と言われると、どうも良い感じがわきません。やはり同じ仲間なんですよね。町のために一生懸命、住民さんのために一生懸命する仲間ですから、私はせめて、国でいうと決算カードとかありますけど、町が早めに作って、決算をですね。あの中に私は賃金で書いてもらいたかです。これだけもうちょっと、それはでけんかも知れんばってん、せめてそういう気持ちをもっていたくために言うたっです。

まとめに入ります。南関町も高齢化率35.8%になりました。認知症高齢者、一人暮らしの高齢者が増える中、成年後見制度の必要性はますます高まってきます。それに伴い、後見人の業務を請けるため、弁護士、司法書士などの専門職後見人だけで業務を担うのは非常に厳しくなってきます。そこで、専門職後見人以外の市民後見人を育て、安心して老後が送れるように支援体制を進めるべきです。

職員さんの現状とこれは課題についてですけど、どこの自治体も正職員さんの人数が減らされております。それに伴い、自治体で働く非正規職員は年々増えていきます。高齢者対策、少子化対策、ごみ問題、まちづくりですね。地域おこしなど、いろんな分野で住民サービスの最前線で頑張っておられます。非正規職員は今ではなくてはならない存在になっております。総務省の労働条件改善の通知により、少しは改善が見られると思いますが、正職に比べれば、私はまだまだ大きな隔りがあります。民間委託などの外部委託を進めれば、住民サービスは不安定になり、安心した暮らしは望めません。町が活性化するには、町職員にやる気を起こさせることです。これは町長の責務です。笑顔をもって、感謝の心をもって住民に接し、住民サービスの向上を今以上に取り組んでください。

これで私の一般質問を終わります。どうもお世話になりました。

○議長（酒見 喬君） 以上で5番議員の質問は終了しました。

ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） こんにちは。6番議員の打越です。一般質問を行います。よろしくお願ひします。

今回は、最終処分場エコアくまもとが南関町に設置され、公益財団法人熊本県環境整備事業団とともに南関町がどうこのエコアくまもとを生かしていくのか、力量を他県、他市町村が注視しているものと思っています。

県北の環境拠点南関町、蒲島県知事は「全国のモデルとなる安全な施設として信頼されるよう全力で取り組み、知識に役立つ施設を目指す。地域の皆さんの気持ちに応えるため、将来にわたり最終的な責任を負うことを改めて誓う。」と落成式で述べられました。知事が、地域に役立つ施設を目指すことからして、南関町はこの施設をどう生かすかが問われていると思います。

質問事項1としましては、環境教育拠点エコアくまもとについて、①エコアくまもとのある町として、これをどう生かしていくのか。②小中学校児童生徒の視察研修は考えられているか。③視察研修に訪れる人たちをどんな施策で受け入れるのか。エコアくまもとと町の観光産業等を尋ねます。

東日本大震災、平成23年3月11日から5年が経ちました。未曾有の大災害で、東京電力の原子力発電所の放射能漏れで、なお被害は増大しました。復旧・復興が全力で行われていますが、5年で復興した阪神淡路大震災とは比べものにならないようです。今後も政府は16年から5年間に6兆5,000億円の復興事業費を確保する方針を決めています。11年から15年度の集中復興期間と合わせると、総額は32兆円になると新聞は報じています。当南関町では、幸いにも災害は少ないように思います。

質問事項2番としまして、災害時出動の消防団員と住民との違いについて。①初期対応時の団員と住民との保険適用の可否は。②ケガ、やけどに対する違いは。③自主防災組織での対応等を尋ねます。

また、伝統ある消防出初め式が1月9日に行われ、関川河畔では寒さ厳しい中で

標的を落とし、放水合戦があり、テレビ報道関係者、多数の観客等で賑わい、伝統ある南関町消防団の心意気を感じたところです。

質問事項3としまして、腕用手押しポンプの保管についてお尋ねします。南関町の伝統ある放水合戦を継続していくために、行政区または消防団各部に責任をもたせ、維持していくのかお尋ねします。

それぞれ、町長、教育長にお尋ねします。あとの質問につきましては、自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただいま御質問がありました6番、打越議員の一般質問、環境教育拠点エコアくまもとについての御質問にお答えします。

まず、エコアくまもとのある町として、これをどう生かしていくのか尋ねるについてお答えします。エコアくまもとは、平成18年3月に県が南関町下坂下地区を建設候補地として決定されて以来、坂下地区はもとより、打越議員の地元である米田地区の住民の方々にも多大な御迷惑と御心配をおかけしましたが、最終的に地元住民の皆さんの要望等を受け入れていただき、安全性を極限まで追求したクローズド無放流型への計画変更となり、苦渋の決断により建設を受け入れることとなりました。

昨年11月29日に、先ほど打越議員のお話にありましてとおり、落成式が執り行われ、熊本県環境整備事業団が運営母体となりますが、蒲島熊本県知事は、この産業廃棄物最終処分場が全国のモデルとなる安全な施設として取り組み、併せて県北の環境教育の拠点としての活用をはじめ、地域に役立つ施設を目指しますと挨拶もされました。本町においても本施設を環境教育の拠点として南の水俣、北の南関との位置付けの下、事業団と連携を図りながら全国に誇れる施設として、町外からの視察の受入れはもちろんのこと、ため池周辺に整備される散策路や桜並木などを活用した地元の憩いの場、健康づくりの場として大いに活用を図っていきたいと考えております。

また、視察研修に訪れる人たちをどんな施策で受け入れるのかの御質問に関連しますので、併せてお答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、エコアくまもとは安全性を極限まで追求した施設であり、先進的な施設として、観光面や地域振興にも寄与していただけると考えられます。その中でも、ホテルセキアには昨年度の実績で、小学校、主に南九州方面からが92校で5,960人、中学校は主に関西方面から23校で4,756人、高校は主に関東方面から33校で1万1,688人の児童生徒が教育旅行で宿泊されております。しかし、そのほとんどが宿泊のみで本町へ来られており、今後はホテルセキアにも御協力いただき、エージェント

へセールス活動を行い、エコアくまもとを立寄先のコースとして、是非取り入れていただきたいと考えているところであります。

また、現在、荒尾・玉名観光推進協議会、有明・島原地域観光連盟、有明定住自立圏、荒尾・玉名・大牟田観光推進協議会と広域連携した観光事業を進めており、観光ルートやマップの作成は行われているものの、新たにエコアくまもとを含めた本町の観光施設や連携、市町の観光施設を結ぶ観光ルートをつくり、広くPRし、一般の方にもバスツアー等で来ていただくことになればと考えております。

町外の方が教育旅行やバスツアー等で来ていただくことは、本町の観光振興及び地域の活性化にもつながり、今後、事業団にも協力いただき、県の広報やホームページなどにもエコアくまもととともに、南関町の季節の情報等も含めて掲載していただけるよう要望していきたいと考えております。

また、荒尾・玉名・大牟田観光推進協議会では、エコアくまもを教育旅行の一環としてコースに組めないかと、去る1月28日に現地での視察研修が実施されました。視察の結果、幾つかの問題点も見えましたが、環境教育の観点からコースに組み込む方向で検討していただくことになったところであります。

小中学生児童生徒の視察研修は考えられているかの質問につきましては、教育長より答弁いたします。

次に、災害時出動の消防団員と住民との違いについての御質問にお答えします。初期対応時での団員と住民との保険適用の可否はどの御質問ですが、消防団員は非常時の特別職の公務員とされておりますので、消防団員等、公務災害補償等共済基金の公務災害補償の対象となっています。当然のこととしまして、消防の仕事は危険性が高く、公務上の災害が少なくありません。公務災害補償制度は、消防団員に安心して活動してもらうために設けられた制度でございます。消防団員または民間人が災害現場で防災活動等での公務上の災害、例えば消防団員等が消火訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害または死亡の身体的損害を被った場合には公務災害補償の適応を請けることとなります。

そこで、議員の御質問であります住民はどうかと申しますと、公務災害補償制度では民間の協力者でも消防作業の従事者、救急業務の協力者、また応急処置従事者につきましては対象になるということでございます。ただし、火災の場合は、消防署、消防団が駆けつけるまでと、駆けつけた後を含めまして、他の救急、応急の場合に指揮者等から正式に指示を受けて従事した者が対象となっているところでございます。当然、緊急時には常備・非常備が到着するまでは地域住民の方々の協力を得ながら被害を最小限に抑え、消火・救急に従事していただくこととなりますので、公務災害の適用ができるものと考えております。

次に、ケガ、やけど等に対する違いはとの御質問については、公務災害の適用に限りますと、先ほど御説明申しましたとおり、公務上の災害により消防団員等が消火訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害または死亡の身体的損害をいいますので、ケガもやけども負傷に該当するものでありますので、違いはないこととなります。

次に、自主防災組織での対応等を尋ねるとの御質問については、町は皆さまのお陰によりまして自主防災の組織率を100%達成することができました。このことは非常に喜ばしいことですが、自主防災組織に自助・共助の精神で対応をお願いしている中では、やはりケガ等も危惧されることとなっています。災害時の対応については状況判断が必要であります、正式な要請を受けているものと判断をして、公務災害の適用と解釈したいと考えておりますが、初期対応でない場合は消防署員や消防団の判断になると思っております。

また、自主防災組織活動助成金を利用しての訓練中の負傷は公務と判断されませんので、適用外となりますが、町民活動保険の中で、団体での活動として対象となると考えているところであります。

最後に、腕用手押しポンプの保管についての御質問にお答えします。毎年恒例として、1月の第2土曜日に開催し、地域住民の方々のみならず、皆さまに愛されております南関町消防出初め式において行います放水合戦は、出初め式の中でも130年以上続く一番の注目を集める伝統行事であり、南関町消防団の心意気を示し、団員の誇りでもあるところでございます。その出初め式に使用しております腕用ポンプは現在、南関地区に7台、大原地区に2台、坂下地区に1台の合計10台ございます。この10台の腕用ポンプを使用して、竿頭標的を落とし競技や放水合戦を実施しているところであります。この腕用ポンプは地区の行政区に譲渡しておりますので、それぞれの区で管理をお願いしております。1月の出初め式の際には、あらかじめ周囲等のメンテナンスを町の費用で行い、町が区から借用する形となっております。管理につきましては、多少場所を要することも承知しておりますが、歴史ある出初め式に使用する腕用ポンプでもありますので、その誇りを後世に伝えるためにも、今後も所有している区で管理をしていきたいと考えております。

しかし、今後において、区での保管が困難であるとなれば、保管については消防団の各分団に検討してもらいたいと考えているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。6番、打越議員の1番目の環境教育拠点エコア

くまもとについての2番目、小中学校の児童生徒の視察研修は考えられているかということについての質問にお答えをいたします。

町長からもありましたけれども、住民の根強い反対運動にも関わらず、本町への建設が決定しました段階から、建設されるからには迷惑施設とならないための施設の必要性を県に要望してこられたところです。それを受けて県知事は、竣工式典において、エコアくまもとを県北の環境教育の拠点と位置付けをされました。

さて、環境財団からも児童生徒の施設見学を中心に、去る2月の管内の全小中学校校長会の場に啓発のためにおいでまして、視察研修概要の案内がありました。その際に配られたのがこの資料であります。子ども向けのエコアくまもと、ここにマスコットキャラクターが付いていますが、パーリー君というそうです。パーリー君が案内する施設ということで、もう既に財団のほうでは見学用のビデオ、19分番組が作られております。その案内を受けまして、去る3月の9日に実施しました町の校長会議で、本町は当然、次年度の環境教育の計画を見直すと同時に、必ず各学校の研修視察は本町こそ、もうすべての学校取り組んでいただくということであり、財団の計画では、60分から90分程度のメニューで視察を、資料とともに実際に現場を見学して、周辺環境も含めて案内をするような計画が立てられているところです。併せて、各学校ではこれまで環境教育の一つの大きな取り組みであります計画、それから行動、計画を立てたことをもとに環境を大事にする視点を子どもたち自らの取り組みとして行動ができる、そういう教育をということで、それも熊本ならではの、かつての水俣の問題が起こったことも受けまして、熊本版環境ISOという取り組みが、ずっと過去なされてきています。その熊本版の環境ISOの取り組みを更に充実させて、環境教育の年間指導計画の見直しを図り、水俣の学校の重点施策に習いながら、南関町としては北の環境教育のモデル校というキャッチフレーズを頂いておりますので、それに恥じない、そして県内の手本となれるような計画、体験、実践、そして見直しというPDCAサイクルを作り上げていくように校長会にも指導したところです。

県や財団としましても、専門職員の配置が予定されております。県のほうから専門職員、またできれば地元の中からも1名ほど選出いただいて、2名体制でこの環境教育見学の視察研修には大いに活用していきたいという考えもお聞きしたところで、今、選任中であります。

それから、併せまして、このエコアくまもと周辺にいわゆる屋根の上に造られました県民発電所、そしてバンブーフロンティア事業が取り組まれていますので、そういった企業のほうの環境に寄せる思いあたりも、子どもたちに啓発をしていけるように、学校応援団を企業からしていただけるような体制も取れたらというふう

に考えています。そういったことで、南関町の環境教育が北の拠点といわれるような、質の高い環境教育になるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えしまして、後の質問は自席にてお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 本当、町長と教育長に詳しく、またたくさんの内容について答弁いただきました。しかし、少しお尋ねしたいということでお尋ねしたいと思います。

実際、エコアくまもとができて、もう実際、処分場のほうにも産廃関係の車がちょっともう入っているというようなことで、地域の住民の方からもお聞きしたところでは、何しろトラックでビニールかな、まあ当然でしょうけど、粉末、やっぱりいろいろなごみが飛ばないように、全部覆ってあるというようなトラックが数台通ったというようなことは聞いておまして、私も12月あたりに一般質問しました後、また今年に入って現地の視察があって、4月頃かなというようなことで思っておりましたところ、そのようなことで実際数台ぐらい運び込まれているような状況だと思います。これはちょっと住民課長、そこはちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） ちょっと詳細については、まだ私たちも把握しておりませんが、先週、事業団の中島さんがお見えになりまして、一応先週中に初めてのごみの搬入があるということでお聞きはしました。量的なものがどうかというのは、ちょっとはつきりしませんが、まだ現在、もう営業活動をしているということで、ただ処分場の埋立てに関しまして、やはり安定化をさせていくために、やはり埋める順番とかいうやつもあるそうでございます。ヘドロというか、その液体状のものをあまり最初に入れると、なかなか後々安定化しにくいとかいうような専門的なところがあるということをお聞きして、できるだけガラスとか何とか、そういった固体的なものを最初に入れたいけれども、なかなかその民間の事業者とか、埋立て場もありますので、現在そういうところに契約されているところを、すぐ持ってきてくれということができないので、今はそのへんのところも含めて営業中ということで、これから徐々に増えていこうというところぐらいまでしか、ちょっとお話は聞いておりません。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 一応そのような状態でございますので、まだ関係者、南関町の執行部あるいは議員さんあたりも、もう実際運ばれているというようなことを御承知おきいただいて、いよいよ南関町に運び込まれているというようなことで御承知おきをお願いしたいと思います。

一応、やっぱり15年から20年、廃棄物を入れるというような長いスパンでございまして、やっぱり南関町としても長期的な分でのエコアくまもとを考えていかなければならないと思います。南の水俣も毎年毎年、環境教育で訪れられておりますし、私たちが区長会あたりで何回か訪れたことがあります。そういうことで、南関のこのエコアくまもとも環境教育で水俣と違った産業廃棄物というような内容が違います。そういう分でもやっぱり県を越えての覆蓋施設という一般的にないというようなところもありますし、本当、南関町を訪れる方が多数なると思います。そういうことで、このエコアくまもとのある町として、やっぱり生かしていくというようなことで、町長のほうから詳しく答弁いただきました。本当、これを生かしていないことには、もう実際あるんですから、これをやっぱり長期的に考えて、南関町もやっぱり中心といいますか、これを逃さずに、せっかく来とるというようなことで、これを逃さずにやっていただきたいと思います。

2番目の小学校児童生徒の視察研修も教育長のほうから詳しく答弁いただきました。それぞれ学校のほうも環境計画を見直すということで、一番地元の南関町として一番真っ先にやっぱりこれを生かして行ってほしいという気持ちがありまして、こういう視察研修は考えられているかというようなことでお尋ねしましたところ、教育長がもう先ほどおっしゃいましたように、もう既にしているというようなことで、本当ありがとうございました。

そのほか、私は歓迎遠足とか、もうそこらあたりでできないかなと思って、ちょっと私は準備しとったんですけど、そこらあたりをちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 施設の周辺は、非常にいろいろな設備も環境学習にもなるような設備も用意されております。ホタル池、虫ハウス、そして見学ステージですね、2階。こういったことで、環境に役立つ施設も造られておりますので、池めぐりも含めてですけど、そういったことで、まだ桜は植栽の直後ですから、そんなきれいではないかも知れませんが、ゆくゆくは桜並木もきれいになりますし、そういう意味で地元、お隣の和木あるいは南関の近くの小学校は遠足コースにもなるかというふうに考えますし、それにつきましては学校での計画を財団のほうに提出し、手続きさえ取れば受け入れてもらえると思いますので、今後要望していきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 本当、小学生あたりにつきましては、池の周辺とか散歩コースとかいろいろありますので、そこらあたりを子どもたちの上級生・下級生、そこらあたりの親睦あたりを考えるならば、一番手っ取り早い歓迎遠足かなという

ようなことで、そこらあたりも大いにエコアくまもとを利用していただければいいんじゃないかろうかと思っております。

それと、総合学習というとは、5年生、2年生ぐらいやったですかね、そこらあたりを。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 総合的な学習は小学校1年から中学3年までであるわけですが、その中で環境をテーマに、年間を通して何かの目的をもって、例えばホタルの池がありますが、そこで学んだことを基にホタルの養殖あるいは飛ぶ観察まで含めて、そしてそれらを基にまとめて学習発表に生かすとか、そういう年間を通した環境学習を設定するとすれば、どこかの学年がそれを計画の中に入れるというやり方で総合的な学習は組んでいくわけです。

環境の中でも、水俣学習は今、県の事業で5年生を受け持っていますが、別に5年生でないと環境学習ができないということじゃありません。どの学年でも設定すれば、毎年学年が上がっていけば、必ず南関のこのエコアくまもとを視察するという、視察の目的も学習の中身によって変えることができますので、小学校で2回行ってもいいし、中学校でも1回行くというような計画の立て方もできるかと思えます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 何しろ、もう今から先は本当、何も環境という言葉は当てはまりますけど、小さい頃の自分で実際行って見た目は、大人になっても忘れることはないですので、やっぱり早めから、せっかくある拠点を、幼児からでも、小・中・高あるいは大学あたりも、そういう分で環境学習はしていけないといけない。それぞれやっぱり大事な思いでございますので、そこあたりは本当、学校としても町としても行政としても考えていかなければならない大事な問題だろうと思えます。

それと、研修をどんな施策で受け入れるかというようなことで、広域な範囲で御答弁いただきました。本当、行政あるいは点と点としてではなくて、やっぱり線と線を結ぶというようなことで、もうただ南関町の点だけじゃなくて、やっぱり各自自治体の点をまた結んで、線として生かしながら、南関町の施設を見ていただいて、町の観光あるいは産業で、特産品あたりの販売をして、いきいき村とか南関町の大きいところは、私がぱっと頭に浮かぶとはもういきいき村が車もたくさん止まっておりますし、そういうところに出していただくと。それとまた、町長が寄附の半額というようなことを打ち出しておられますが、そういう点も利用する分として、エコアくまもとあたりをその分で含めながら生かしていければいいかなと思っております。

ます。そこらあたりを御検討いただければ幸いかなと思います。

それとまた、いろいろな客層、自治体研修とか、事業者研修とか学校研修、先ほど言われましたバスツアーとかありましたけど、そのほかは私が思い浮かばないところで、各課長で思い浮かぶところがありましたら、ちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど、子ども向けの学習教材がビデオで作られていると言いましたけど、一般向けも施設紹介ビデオについては作られておまして、エコアくまもとでの環境学習のテーマが3本あります。一つは循環型社会、施設紹介ビデオの視聴とか、実際の埋立地作業の見学、産廃物のサンプル展示、産業廃棄物最終処分場の特性活用ですね、これがまず循環型社会をつくっていくための学習テーマと。それから、2番目は低酸素社会と水循環というテーマがあります。これについては屋根のソーラーパネル、それから高度な水処理施設の活用ですね、3つ目が自然共生社会と生物多様性ということで、先ほど子どもたちが環境学習の発展ということであります、ため池周辺を整備した水辺観察テラスや虫ハウス、散策路などの自然観察ですね、そういった環境学習。これらの3つは、子ども向けも19分ですが、大人向けビデオも19分番組を作っておりますと、追加して紹介しました。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長、何かありませんか。はい、どうぞ。

○税務住民課長（菅原 力君） 特段ちょっと、今振られるまで考えておりませんでしたけれども、私といいますか、南関町も施設建設という話が出てきまして、寝耳に水のような話が、具体的に進んでいく中で、議員さんたちと一緒に視察したりとかいうこともございました。これからは、高知、鹿児島に次いで、全国で3番目ということで完成しましたので、各自治体あたりからの視察研修も増えると思いますし、あと環境関係の直接の事業者あたりからも訪れられると思います。今、教育長のほうからお話がありましたように、環境教育、小学生、中学生あたりが対象になると思いますけれども、そういったところの対応ということで、先日、以前、有明保健所に勤めておられました那須義則さん、この方は南関、荒尾、大牟田でつくっております関川の流域同盟ということで、毎年、事務局を持ち回りまして、岩本橋周辺で夏に水生生物教室を行っております。そのとき講師として毎年来ていただいておりますし、南関町でも四小あたりで内田川のところで水生生物教室というようなことで学校教育のほうにも御協力いただいている方が、今度4月から環境教育の指導員ということで、エコアくまもとのほうに常駐というか、勤務されることになったということで、先日御挨拶に来られましたので、そういう方の御指導等も含めて、今後、環境教育を進めていかれるものと思っております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

何しろ長いスパンでございますので、そういうことを生かしながら、南関町が皆さんで考えながら、また南関町に来られるお客さまをもてなすというような分を頭の片隅に置きながら、仕事に精を出していただきたいと思います。

続きまして、2 番目の初期対応時の団員と住民との保険適用の可否というようなことで、私も消防団員でありましたし、またもう今は辞めておるというようなことで、やっぱりこの分をなぜ出したかという、やっぱり消防団員と消防団員のOBというような形で、やっぱり先ほど町長がおっしゃいましたように、一番初期の段階ではやっぱり消防団員が揃うまでは、その地域の人といいますか、その側の人がタッチしなければできないというようなことで、それをどこまでタッチしたらいいかというようなことで、やっぱり団員にはもう先ほどおっしゃいました公務災害といいますか、そこあたりが適用できるし、一般住民の方もやっぱり消防団を退団したら、もうそこに行っても公務災害の適用はないとか、先ほどちょっと消防のほうからそれに団員さんが認めるならばいいというような、ちょっと御答弁いただきましたけど、なかなかそこを消防団員OBでも、やっぱりいざとなるとこの公務災害が適用できないというようなことで、やっぱりちょっと悩んでおられるというか、私も尋ねられたときにちょっと返答に困るというようなことで、これを出したのは、もうやっぱりその公務災害になるかならないという、その分があつてから、この質問に至ったわけですね。だけん、この分はもう公務災害に適用する、これはならないと、やっぱりそこあたりを広報か何かでQ&Aというか、そこあたりを出す必要があるんじゃないかというように、今度この分を出したわけなんです。まあ曖昧というか、クラウドといいますか、大体ぼやとした感じでは分かるんですけど、こういうQ&Aという、初期対応時にケガする、ケガしない場合はもう良しとするというようなことでいいんですけど、そこあたりの分をちょっと総務課長、Q&A、そういう形でこういう場合はこうというようなことで広報あたりでも掲載していただくなりゃないんじゃないかと思ってるんですけど、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、打越議員がおっしゃいますように、今、本当に消防団員が町内にいるということが少なく、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律というのがなされまして、その際には当然その今おっしゃったシニアの方々、それから女性の消防団員、それから大学生等はどうとか、それから若者をとにかく消防団に入れなければ、今は成り立っていかないんじゃないかとかい

うふうな話が出ております。ということで、今申し上げたのは消防団員に入るということが前提ではございますが、議員がおっしゃる民間の協力者という意味におきましても、先ほど町長からの答弁にありましたように、消防団員等公務災害補償等共済基金が公務の災害であった場合には補償するというふうな条件付きではありませんが、そういうふうな規定をしております。今、Q&Aというお話がございましたが、やはりケースバイケースということが結構多いという考えられますので、この場合はなりますかというようなクエスチョンに対して、アンサーとしましては状況によってというようなことの一個一個のケースがきちんと分かっている場合はできるわけですが、大まかに公務の災害のときにはちゃんと補償ができますよというような内容での掲載はできるかと考えておりますが、細かいことの状況によつての答えには若干難しいかなというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 当南関町で考えられる、津波というとは考えられないでしょうし、雪害、そういうことで事故等があった場合、そこあたりも万が一ということはあるでしょうけど、一般的に火災とか、あるいは雨による増水ですか、そういうとあたりで考えられる分あたりは、一般的な事例として出されるならばいいんじゃないかならうかと思えます。南関町で発生するぐらいの分です。そこあたりでどがんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 災害がやはりいろんな種類がございますが、当然、地震ですとか、そういった災害、それから火災、そういった場合に公務の災害によって被害を被った場合には補償ができますよというような内容では掲載ができるものかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 何しろ公務災害に該当する分はいいとですよ。それに該当しない人が心配して尋ねられとるけん、私はつきり分からんけん、じゃあこういうことでちょっと尋ねてみましょうかということにしてるから、消防団員の方は恐らく公務災害ていうとは、もう皆さん御存じだろうと思えます。そのOBの方はやっぱり消防団員のときは適用できたけど、消防団員から外れたらもう適用できないと、そこらあたりをちょっと心配なさっているみたいですので、そこはよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、自主防災組織のほうに移ります。南関町では61組織というようなことで、もうほとんどじゃなくて、もう全体の地区ですかね、この自主防災組織が立ち上げられているわけなんですけれども、ここでやっぱり防災訓練とか何かいいます

と、やっぱり特別な分を意識しますので、何しろごく簡単なことから言って、皆さんがもうあくまでも何か災害が起こらないという、起こらないのが一番いいわけなんですけど、もし起こった場合というようなことで、それぞれの区で訓練あたりをなさっていると思いますけど、区長会あたりでもいろいろ説明されていると思いますけど、その活動内容といいますか、そこあたりが61組織がほとんど9、9割ぐらい達成できるようにするための施策を、どんなしたがいいかというようなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 先ほど私がちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。民間の方でも、要するに消防作業に従事していただいたり、救急業務を手伝っていただいたり、それから応急措置等々に民間の方が手伝っていただいた場合には、公務災害というふうに見られますので、そのへんのところをちょっと公務員の消防団員だけではないというところを先にお話をしておかないとなと思いましたので、失礼いたしました。

それから、今お話がございました自主防災組織の活動、それから訓練につきましては、非常に最近大きな訓練ばかりに目がいていて、例えばAEDを使ったり、炊き出しをしたり、それから救急搬送の訓練をしたりというふうなことで、大がかりな訓練が目立つようになっておりましたので、先日、区長会でもお話をしましたけれども、この訓練は毎年続けていっていただきたいという趣旨から、小さいことから、とにかく寄り合いがある、町の夏まつりでも、とにかく秋のまつりでも、とにかく皆さんがお集まりのときに、ちょっと時間を1時間でも1時間半でも使っていただいて、逃げるときにはどこにどうやって逃げるかとか、あの人は誰が運ぶのかとか、そういったことを、危険な場所はどこがあるかとか、そういった細かいことでも構いませんから、そういったことから始めていただきたいという思いがありまして、この間、区長会のときには自主防災組織の代表の方でない場合もありますけれども、区長さんのお集まりのときをお願いをした次第でした。大がかりな訓練ではなくて、小さいところから、例えばそれも3年か4年に1回、大がかりなものをしていただければ構わないし、小さい訓練からでも、そんなに大変なものだというふう意識で気負わない訓練を、癖になるぐらい頑張っていたいただきたいというふうな思いでお伝えをしたところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

次は、最後の3番にいきます。南関町の伝統ある放水合戦で、腕用手押しポンプが使われており、各分団で南関の1分団が7台、3分団が2台、4分団が1台、計

10台ということで、区のほうから借用というようなことですが、この分はもう全部10台とも使用は可能ですよね、今回は。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 前回の出初め式では、ちょっと不具合が生じましたけれども、今回はうまくいきましたので、メンテナンスはきっちりとしております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） この10台ありますけれども、使用するのは年に何回ぐらい使用されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今のところ、この出初め式1回だけではなかろうかというふうに思っているところです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 私は坂下の4分団でございますので、4分団のことをちょっと御紹介させていただきます。第四小学校で2年ごとに、どんどやのときに先生や保護者、あるいは地域の人が見守る中で、この腕用ポンプを使用して、放水を児童たちに体験させて、防火意識の声をかけていると聞いております。立山議員がどんどやあたりで積極的に推進しておられますので御存じかと思えますけど、2年に1回というようなことで、こういう手押しポンプを使って、子どもたちにしているというような状況で、その伝統ある腕用ポンプを使っているというようなことでお聞きしましたので、出初め式のときだけ使っているということであれば、各小学校あたりにも広めていただくなればと思ひまして、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。これは教育長のほうがいいですか。総務課長がいいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今のところ非常に、はっきり申し上げまして、機械が損傷しやすい状態になっておりまして、部品を揃えるのにも若干苦勞するようなところでもありますので、あまりいろんなところでしようとは思いませんが、今おっしゃっていただいたように、南関町の誇りであります消防出初め式のときに使うものでありますし、南関町の伝統の大事な財産であるということを思ひますので、子どもたちに見せて紹介をすることは非常に大事なことだということは思ひております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 消防団さんをお願いして、教育委員会、学校等で、年数が長いので、購入されてから130数年経っておりますけど、その分が最初から、今10台ぐらい使っている分が、もう全部とも130年間以上使われているのであれば、ほとんど部品等とか、パッキンあたりは毎年交換等をされておると思ひます

けど、せつかくあるものですから、大事に使えば、学校あたりでもしてもいいんじゃないかというような、個人的な分は思っておりますが、そこは検討していただければと思っております。

それと、所有している腕用ポンプは、各区あるいは各課に対する問合せは別にあっておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今のところ、聞いてはいないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） またこれも我がところばかりで、本当申し訳ございませんが、一応米田区としてそれぞれの10台が区の消防あたりで保管されて、365日管理されていると思いますけど、米田の場合が今度、新公民館が上のほうの腕用ポンプを保管する倉庫に保管しております。それと、下のほうの台車というのですかね、あの分が今、古い公民館のところの横のほうの旧三十部というところに今保管しているわけですね。だから、それを今は米田鬼王線の道路工事で一時旧公民館を借りておられますので取り壊しておりませんが、今度はそれが不要になった場合はもうあそこも管理がちょっともう建物も古いですので取り壊すというようなことで、町のほうにも予算として、今度28年度でお願いしているところなんですけれども、それと横に旧三十部の消防団の格納庫もそこに台車を入れておりますので、それもどこかに保管しなければできないとですよ。しかし、その保管する場所が上のほうの公民館にも、倉庫にも入れるところがないというようなことで、19部ですかね、私たちの下坂下のほうは。そのほうに区長のほうからお願いして、消防団でどがんかしてもらえないだろうかというようなことで相談申し上げたところ、保管する場所ですよ、その場所に建物というか、それから雨ざらしになるわけにはいけないものですから、米田もよかったらというようなことで、消防のほうから問合せがあって、消防主任のほうにちょっとお尋ねしたと思っておりますけど、そこがちょっといい返答がまだもらっておりませんので、そこあたりはちょっとどうか財政的にならないものかどうかということをおちょっと思慮しているわけですね、米田区といたしましてはですね。だから、そこあたりをちょっと町長、いいお返事をいただけるならばお願いしたいと思っておりますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 冒頭、答弁させていただきましたけれども、これが1分団に今7台、2分団が2台、4分段が1台ということで、今保管していただいております。ということで、どうしてもそういった形で部、一つの行政区でできない場合には、その分団が所属するような、今まで部が合併して、幾つもポンプ小屋が空いて

いるところがございます。ですので、まずは消防団、各分団で御相談いただいて、そういったところで保管が可能であれば、そういったところで分団ごとに保管をしていただきたい。そして、それがどうしてもできないということであれば、町でもいろんな方法を考えるべきだと思っておりますので、まずそういった分団ごとに相談をしていただいて、分団で保管が可能かどうかということも探っていただければと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員にお尋ねですけど、もうしばらくかかりますか。

○6番議員（打越潤一君） あと10分はかかりません。

○議長（酒見 喬君） そしたら、6番議員の質問を続行します。

○6番議員（打越潤一君） 一応、区長のほうからは新公民館はもう建てて、それに上のほうにの手押しポンプは置いております。しかし、その台車が置く分がないものですから、19部をお願いしたところ、19のほうは資金的な面が付けば、その管理するのはOKだろうというようなことで、19部のほうにはもうそこで管理していただくのがOKというような了解を頂いております。だから、その建物を入れる分を資金的に検討いただけないかというようなことでお願いしとるわけです。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど申し上げましたけれども、まず分団ごとの管理ということを中心に考えたいと思いますので、空いているポンプ小屋等がありましたら、そちらのほうを活用いただきたい。そして、どうしてもできない場合はその資金的な面も検討させていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 坂下は、17、18、19ですかね、もう今四ッ原もこっちの17ですかね、鬼王のほうともう合併しとるとでしょう。別ですか、20部ですかね。坂下、四ッ原の分団としては1台、実際、所有者は米田が所有しとるというようなことです。そういうことで保管するならば19部というようなことになつとるわけですね。そういうことで御検討をいただきたいというような、前向きな検討をしていただきたいというようなことです。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 何度も同じような御回答で申し訳ございませんが、19部という組織は分かりますけれども、その4分団の中の組織かどうかという、4分団という組織がありますので、まず19部だけの話じゃなくて、4分団で話をさせていただいて、そしてどうしてもできないといえ、そういった検討をさせていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 4分団での検討の上でそうなったと思います。私がお聞きしとるのは、4分団の分団長、副分団長だけ、4分団だろうと思いますので、部長の段階じゃないです。分団長、副分団長の上です。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町のほうにはそういった報告は一切受けておりませんので、そういった報告を確認しながら、もう一回検討したいと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 消防主任のほうには、もう一応言っておりますので、総務課長に伝えとってくれというようなことで言っておりましたけど、伝わってなければ前向きな検討でお願いしたいと思います。

それでは、まとめに入ります。地元にある施設、エコアくまもとを活用し、学び、南関町をPRし、お客さまとともに考え、環境、産業、観光等に生かしていきたい。また、防災に町民みんなで心がけ、情報を共有し、生命・財産を守るため「災害は忘れた頃にやってくる」に備えておこう。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していましたが一般質問はすべて終了いたしました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） なお、明日15日、明後日16日は、予算審議のために休会といたしまして、17日は午前10時に本会議場に御参集ください。

本日は、これにて散会します。

起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時07分